⑾　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
⑿　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⒀　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒁　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒂　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
⒃　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yoshiaki Morikita Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of Akagi-Shirakawa Bridge.
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 29 July 2013.
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 8 October 2013 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 8 October 2013).
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2 2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年７月４日
独立行政法人都市再生機構
　東日本賃貸住宅本部　本部長　大谷　幸生
◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　（仮称）流山新市街地地区小中学校併設校建築その他工事
⑶　工事場所　千葉県流山市市野谷625番地の１ほか
⑷　工事内容
　建築工事、屋外造園工事、土木工事及びエレベーター設備工事
　鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上３階建、小中学校・地域交流施設、延べ床面積約22,000㎡
⑸　工期　平成25年９月から平成27年２月まで（予定）
⑹　追加工事　なし
⑺　工事の実施形態
①　本工事の入札等は紙により行う。
②　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事の入札への参加を制限する等の試行工事である。
③　本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。
④　当公募は以下を停止条件とする。なお、以下の停止条件が成就しないことにより入開札を行わない場合は、当機構は、これによって生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。
イ　平成25年７月に予定する流山市と当機構との小中学校併設校に係る校舎等譲渡契約の締結を停止条件とする。

2　競争参加資格　次の⑴から⑮に掲げる条件をすべて満たしている者又は⑯の構成基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、かつ、⑰に掲げる競争参加資格の確認の手続きにより１に示す工事（以下「本工事」という。）に係る共同企業体としての競争参加資格（以下「共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。
⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
⑵　当機構東日本地区における平成25・26年度の一般競争参加資格について建築工事の認定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、本部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けていること。）
⑶　当機構東日本地区における平成25・26年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
⑹　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。
⑺　当機構東日本賃貸住宅本部（旧東日本支社及び所管事務所を含む。）発注の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。
⑻　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
①　「本工事に係る設計業務等の受託者」とは次に掲げる者である。
　株式会社シーラカンスアンドアソシエイツ
　株式会社設備計画
　株式会社ＬＡＵ公共施設研究所
　株式会社ダイエーコンサルタンツ
②　「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のイ又はロに該当する者である。
イ　当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
ロ　建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
⑼　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、当機構ホームページの「入札・契約情報」→「入札心得、契約関係規定」→「入札関連様式及び標準契約書等」→「標準契約書等について」→「別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。）
⑽　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、許可を有しての営業年数が５年以上あること。
⑾　次の①又は②に掲げる条件を満たすこと。
①　単独申込みの場合は、以下に掲げる条件を満たすこと。
　平成15年度から公告日の前日までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた同種工事※の施工実績を有すること。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
※　同種工事とは、Ｓ造・ＲＣ造又はＳＲＣ造で15,000㎡以上の学校（体育館、武道館、屋内競技場等がある場合は延床面積に含む）の新築施工実績をいう。
②　共同申込みの場合は、次のイ及びロに掲げる条件を満たすこと。
イ　共同企業体の代表者は①の実績を有すること。
ロ　共同企業体の代表者以外の構成員については、上記①の10,000㎡以上の実績を有すること。